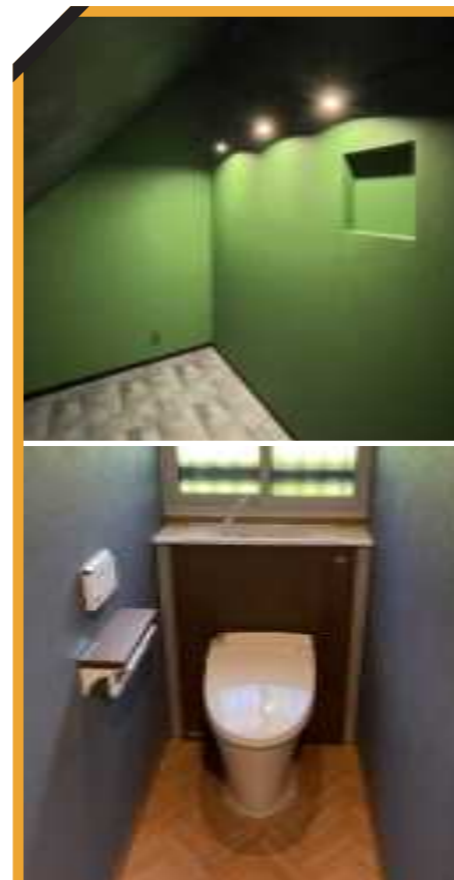


空き家のリフォームは、コストをおさえながら間取りも設備も内装も、自分仕様にデザインできます。空き家の補助金を活用して自分好みのマイホームをつくりませんか？

### ペニンシュラキッチンが印象的なLDK 真新しく快適な水回り空間

戸建て住宅(淡路市)



木目を生かしたナチュラルなLDK  
緑色の壁が個性的な書斎

戸建て住宅(朝来市)

### STEP 01 お試し住宅で地域を知ろう

一定期間のお試し居住ができる市町の「お試し住宅」。生活体験、物件探しの拠点など、さまざまな目的に利用できます。

●兵庫県内でお試し住宅を提供している市町の一覧

市町名	名称	担当窓口	連絡先
神戸市	お試し住居	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
猪名川町	お試し居住	企画政策課	072-766-8711
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	(一社)あこう魅力発信基地	0791-43-6931
上郡町	移住体験住宅	地域振興課	0791-52-1162
豊岡市	お試し住宅 ほか	地域づくり課	0796-21-9096
養父市	ちよこつ暮らし住宅 ほか	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	市民協働課 あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いな暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	丹波篠山暮らし体験住宅 「味間おためし住宅」 ほか	創造都市課	079-552-5796
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	NPO法人島くらし淡路	0799-70-6876

\*県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。  
(兵庫県公営住宅管理課 TEL: 078-230-8470)



ちよこつ体験住宅・短期住宅(養父市)

### STEP 02 空き家バンクで物件を探そう

空き家バンクとは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。掘り出し物件が見つかるかも...? 「市町名+空き家バンク」で検索してみてください。(県内38市町で実施)

### STEP 03 支援制度を活用しよう 下記以外の支援制度はこちら 市町の空き家活用支援制度:P11~14



#### 空き家をリフォームして住む時

空き家活用支援事業P7~P8

築20年以上等の要件を満たす住宅の空き家を改修する場合、最大**100万円**(若年・子育て、UJIターン世帯は最大**150万円**)補助します。  
問い合わせ先: 兵庫県住宅政策課 (☎078-362-3583)



#### 住宅を耐震化するとき

ひょうご住まいの耐震化促進事業

昭和56年5月以前着工の旧耐震基準の住宅を耐震改修する場合、最大**100万円**(多雪区域は最大**120万円**)、費用の**4/5**を補助します。  
(窓口は市町) 問い合わせ先: 兵庫県建築指導課 (☎078-362-4340)

新築ではなく空き家だからこそ味のある事業所になる。空き家を活用して、新しいことを初めてみませんか？

神戸市

《主屋》neo yorlai

《離れ》SPIN-OFF-COFFEE

明治時代に建てられ空き家となっていた茅葺き屋根古民家の主屋を、ワーキングスペースとして再生。敷地内の離れは、コーヒーショップとして再生されており、地域の集い・憩いの場所となっている。



### 事業をする場合の支援制度

各事業に関する問い合わせ先

兵庫県 新産業課  
☎078-362-4156

兵庫県 新産業課  
☎078-362-3054

兵庫県 新産業課  
☎078-362-4157

(公財)ひょうご産業活性化センター  
☎078-977-9116

兵庫県 住宅政策課  
☎078-362-3583

#### 01 起業するとき

起業家支援事業

所定の要件を満たす代表者が起業する場合に、起業に係る経費の一部等を最大100万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大100万円上乗せします。

#### 01 ふるさとに移住し起業するとき

起業家支援事業  
(ふるさと枠/東京23区枠)

UJIターンにより県内へ移住し起業する場合に、移住支援金最大100万円を支給するとともに、起業・移転に係る経費等を最大200万円補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して改修費補助を最大100万円上乗せします。

#### 03 高度IT技術等を用いた事業所を開設するとき

ひょうごイノベーション拠点  
開設支援事業

空き家をイノベーション拠点として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大1,300万円(3年間総額)補助します。

#### 04 商店街の空き店舗を活用するとき

商店街若者・女性新規出店  
チャレンジ応援事業

商店街活動へ積極的に参加する若者や女性が、空き店舗へ新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を最大75万円(市町が補助する額が上限)補助します。

#### 05 コワーキングスペースを開設するとき

コワーキングスペース  
開設支援事業

空き家をコワーキングスペースとして活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大1,000万円(3年間総額)補助します。

#### 06 空き家を活用するとき

空き家活用支援事業  
(P7~8)

築20年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大150万円(地域交流拠点は最大500万円)を補助します。

#### 07 古民家を利用するとき

古民家再生促進支援事業  
(P9~10)

古民家(昭和25年の建築基準法施行日前に建築されたもの)を地域交流施設等に改修する際、最大1,000万円を補助します。また、古民家の建物調査や再生提案(所有者負担なし)を行います。